

2 そう船びき網漁の漁船を単独で操業していると思い、後方を通過して漁具と衝突

概要：液化ガスばら積船 A 船は北進中、漁船 B 船、漁船 C 船及び漁船 D 船は 2 そう船びき網漁を行いながら南東進中、徳山下松港第 3 区において、A 船と、B 船及び C 船が引く漁具とが衝突した

A 船：球状船首部に擦過傷 死傷者なし

C 船：機関等が濡損 乗組員 2 人負傷 漁具に破損

A 船（内航タンカー）

総トン数：1,358 トン  
L × B × D：72.0m × 12.5m × 5.5m

天気：晴れ  
風：なし  
視界良好

B 船・C 船（漁船）

総トン数：4.8 トン  
Lr × B × D：11.2m × 2.8m × 1.1m

船長 A：操船指揮及び操舵  
機関長 A：機関操作

B 船及び C 船は、互いの間隔を約 200m に保ちながら引き網を引き、機関を全速力前進にかけ、約 1 ノットの速力で南東進した

船長 A は、北北西進中、右舷船首方約 1,800m に C 船、その付近に B 船、D 船及び漁船 1 隻を視認し、C 船の船尾から伸びる漁具を認めた

B 船と C 船の間で警戒に当たっていた D 船の船長 D は、A 船が B 船と C 船との間に入って来ないように A 船の左舷方を並走して汽笛を吹鳴した

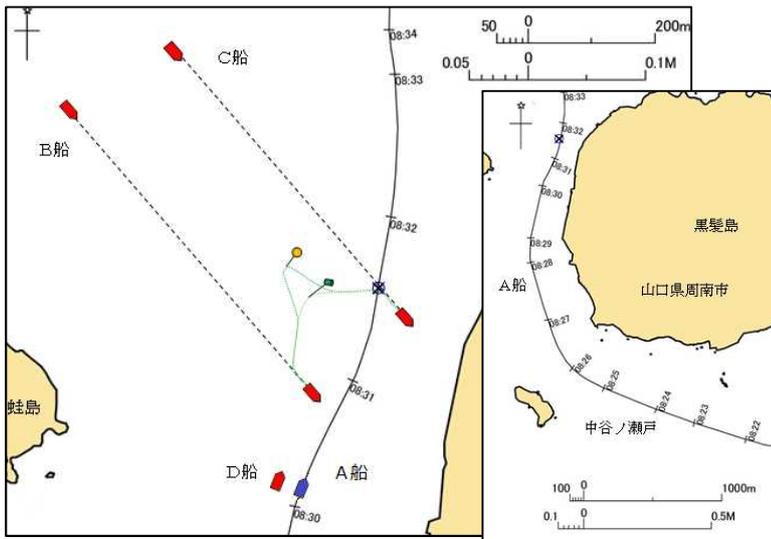
船長 A は、C 船が単独でえい網し、他の 3 隻がそれぞれ一本釣りをしていると思い、C 船の船首方を通過することとし、右転した

船長 A は、C 船の船首方を通過すると黒髪島に近づくので、C 船の船尾方約 50m ならば、漁具の上でも安全に通過できると思い、左転した

船長 C は、B 船と C 船との間を航行しないように手を振ったが、A 船が C 船の船尾方に向けて左転を始めたことを認めた

08:32 ごろ

船長 A は D 船の汽笛の意味が分からず、A 船が、C 船の船尾方 80m 付近を通過したとき、C 船側の漁具と衝突し、C 船は、漁具ごと左舷船尾方に引かれて転覆し、乗組員 3 人が海に投げ出された



B 船及び C 船は法定の形象物を掲げ、船尾から約 200m 後方の袋網の位置を示すため、袋網には**前端部に緑色の円筒形ブイ**、**後端部にオレンジ色の球形ブイ**が取り付けられていましたが、船長 A は、C 船を避けることに注意を向けていたので、気付きませんでした

徳山下松港付近で操業するいわし 2 そう船びき網漁の漁期  
毎年 9 月初旬～12 月下旬



再発防止に向けて（事故防止策）

- ・ 船長は、航行する海域で操業する漁船の種類、操業方法等の情報を入手しておくこと
- ・ 操船者は、操業中の漁船を認めた場合、表示されている灯火及び形象物を確認すること

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成 27(2015)年 7 月 30 日公表）

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-8-20\\_2015hs0001.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-8-20_2015hs0001.pdf)